

1 子どもの健やかな成長（保育所・幼稚園・学童保育など）

1 保育所

保護者が仕事や病気等の事情により家庭で子どもを保育できない場合、小学校就学前までの乳幼児（施設によって受入開始年齢が異なります。）を保護者に代わり保育しています。

各施設については、巻末の「**7** 子育て関連施設一覧」をご覧ください。また、保育課作成の「保育のしおり」には、保育所ごとのより詳しい紹介が掲載されています。

(1) 入所手続

入所審査は毎月行っています。入所を希望する月の前の月の10日（土曜・日曜・祝日の場合はその前の平日）までに、保育課または各行政センター福祉（市民福祉）係へお申込みください。ただし、4月からの入所申込みについては、前年の10月中旬を目途に受付を開始します。受付の日程・場所等については、市報等でお知らせします。

(2) 保育料

保育料、保護者等の住民税の課税状況と児童の認定区分を利用者負担金基準額（月額）表にあてはめ算定します。月額が入所児童1人当たり0円～56,100円です。

※ 2人以上同時に保育所、幼稚園等に入所している世帯では、2人目は半額、3人目以降は無料となりますが、このほか、低所得世帯・ひとり親世帯等に係る軽減措置があります。また、埼玉県及び市による多子軽減の特例（3号認定対象）を実施しております。

※ 住宅借入金等特別控除や配当控除等の税額控除を行う前の税額について、両親又は生計の中心者の分を合算します。

※ 令和元年10月から幼児教育・保育無償化が始まりました（12ページ参照）。主に3～5歳のお子様を対象です。

詳しくは保育課までお問い合わせください。

(3) 保育時間

① 公立保育所

開所時間は、日曜・祝日・年末年始を除く月曜から土曜の7:30～18:30です。

この内、下記の認定区分毎に保育の利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	保育時間
保育標準時間 認定	7:30～18:30（11時間）の範囲内で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする時間。
保育短時間 認定	8:30～16:30（8時間）の範囲内で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする時間。

※ 「保育短時間認定」を受けた児童が、8:30～16:30（8時間）の範囲外の時間帯の保育の利用をする場合は、延長保育料金が発生するとともに、事前の延長保育申請が必要です。

※ 「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の区分けに関しましては、お住まいの市区町村から発行される「支給認定証」等にてご確認ください。

② 民間保育園

保育園によって異なりますので、詳しくは保育課又は各保育園にお問い合わせください。

(4) 駅前保育ステーション

籠原駅を利用して通勤する保護者の方を対象に「ことぶき乳児保育園」、「スダナ保育園」、「しらこばと保育園」、「籠原保育所」、「玉井保育所」、「ことぶき花ノ木保育園」に入所する児童の各保育所への送迎とそれに伴う保育を行います。

- ① 利用時間 (月曜～金曜) 6:30～8:30、18:00～20:00
- ② 利用料金 児童1人1日 1,000円(飲食費を除く。)
- ③ 実施施設 ことぶきイーサイト保育園(新堀 713 イーサイト籠原 3F ☎048-598-7351)

お問い合わせ先 保育課(☎048-524-1111 内線 431、538)

2 幼稚園

幼稚園は学校教育法に基づく教育施設です。各幼稚園では、それぞれの教育方針に基づき、心身ともに健やかな子どもの成長に努めています。

各施設については、巻末の「**7** 子育て関連施設一覧」をご覧ください。

○ 入園について

(1) 市立幼稚園

4歳から入園できます。詳しくは、江南幼稚園に直接お問い合わせください。

(2) 私立幼稚園

3歳から入園できます。また、満3歳からの入園が可能な園や、預かり保育を実施している幼稚園もあります。

次年度の4月からの入園希望者を対象とする入園願書の交付・受付は例年10月前後に行われます。詳しくは希望される幼稚園に直接お問い合わせください。

お問い合わせ先 各幼稚園(巻末の「7** 子育て関連施設一覧」参照)**

3 認定こども園

認定こども園は、幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、埼玉県認定基準を満たし、知事から認定を受けた施設です。

施設については、巻末の「**7** 子育て関連施設一覧」をご覧ください。

(1) 就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に行う機能

(2) 地域における子育て支援を行う機能

すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能を指します。

4 地域型保育事業

児童福祉法等に基づき、市が認可している小規模保育事業等です。

3, 4のお問い合わせ先 保育課(☎048-524-1111 内線 538)

5 認可外保育施設等

児童福祉法に基づき設置・認可されている保育所とは別に、届出制で乳幼児の保育を行っている施設です。

お問い合わせ先 各施設（巻末の「7 子育て関連施設一覧」参照）

6 児童館

児童館は、児童に健全な遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにするとともに子育てサロン等の地域組織活動の拠点として、児童の健全育成を図ることを目的とした施設です。

各施設については、巻末の「7 子育て関連施設一覧」をご覧ください。

(1) 利用時間

8:30~18:30

(2) 休館日

日曜日・祝日・年末年始

(3) 利用方法

原則、自由に来館できますが、乳幼児は保護者同伴でのご利用となります。
なお、学童保育も行っている（上須戸児童館を除く）ため、利用制限される場合もあります。

(4) 利用対象

18歳未満の児童とその保護者

お問い合わせ先 各児童館（巻末の「7 子育て関連施設一覧」参照）
保育課（☎048-524-1111 内線 296）



7 学童保育（放課後児童クラブ）

昼間保護者が就労等で不在となる家庭の、小学校に就学している児童を対象に保育を行うものです。放課後等に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とするとともに、仕事と子育ての両立支援を図ります。

各施設については、巻末の「**7** 子育て関連施設一覧」をご覧ください。

(1) 公立児童クラブ

① 申込手続

「児童クラブ入室申込書」、「保育ができないことを証明する書類（勤務証明書、申立書等）」、「児童調査票」、「入室申請時チェックシート」に必要事項を記入し、直接入室を希望するクラブに提出してください。書類は、保育課又は各児童クラブにあります。

児童クラブの入室状況等により、申込みいただいても入室できない場合がありますので、ご了承ください。

② 申込期間

随時受け付けています。ただし、新学期（4月）から希望される児童については、12月に受付を行います。受付の日程・場所等については、市報等でお知らせします。

③ 児童クラブ保育料

月額 5,000 円（全学年共通）です。ただし、世帯で2人以上入室する場合は、2人目以降は半額になります（月額 2,500 円）。

また、市民税の課税状況等により児童クラブ保育料が全額又は半額免除される場合があります。

詳しくは、保育課へお問い合わせください。

④ 児童クラブの開室期間

ア 開室期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

イ 休室日

日曜日・祝日・年末年始・その他市長が特に認めたとき

⑤ 児童クラブの開室時間

ア 学校の授業日

放課後～19:00

イ 学校の授業日以外の日

7:30～19:00

(2) 私立（民間）学童クラブ

保育料、利用申込等については各民間学童クラブへお問い合わせください。

お問い合わせ先 保育課（☎048-524-1111 内線 296）

8 一時保育・休日保育・病児・病後児保育・送迎病児保育・ショートステイ

(1) 一時保育（一時預り事業）

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急時の保育、保護者のリフレッシュを図るための一時的な保育等が必要となる場合に利用することができます。

実施施設	所在地・電話番号	利用時間	料 金（※）
新里保育園	肥塚 808-3 048-524-1178	月～金 8:00～16:00	年齢に関係なく1時間700円 または 3歳未満児 1日3,000円 3歳以上児 1日2,500円
ほしのみや保育園	池上 576-1 048-524-9876	月～金 8:30～16:30	
ことぶき乳児保育園	三ヶ尻 6338-2 048-532-2916		
ことぶき花ノ木保育園	三ヶ尻 1817 048-531-0344		
しらこばと保育園	玉井 1154-3 048-530-3618		
第二くるみ保育園	今井 1136 048-524-8181		
ことぶきイーサイト 保育園	新堀 713 イーサイト籠原 3F 048-598-7351	月～金 8:30～16:30	年齢に関係なく1時間800円 または1日4,000円
奈良保育園	中奈良 1396-1 048-524-9849	月～金 8:30～16:30 土 8:30～12:30	
第三なでしこ保育園	円光 2-10-10 048-520-6112	月～金 8:30～16:30 土 8:30～12:30	
新里第二保育園	筑波 3-202 ティアラ 21 4F 048-599-0022	月～金 8:00～16:00	年齢に関係なく1時間800円 または1日4,000円
わらしべの里共同保育所	弁財 203 048-588-7970	月～金 8:30～16:30	
もみの木共同保育所	別府 4-136 048-533-5077	月～金 8:30～16:30	
籠原のこキッズ保育園	籠原南 1-133 048-531-3901	月～土 8:30～16:30	年齢に関係なく1時間750円 または 年少児未満 1日3,000円 年少児以上 1日2,500円
三尻こども園	三ヶ尻 2744-2 048-580-5533	月～金 8:30～16:30	1歳以上3歳未満児 1時間700円 または1日3,000円
キッズハウス 籠原保育室	籠原南 1-7-5 048-533-4149	月～土 8:00～16:00	年齢に関係なく1時間800円 または1日3,000円
りゅうさい保育所	佐谷田 3772-1 048-524-3311	月～土 8:30～16:30 (7:30から8:30、 16:30から18:30 の利用は応相談)	1歳以上児 1時間800円 0歳児 1時間1,000円 または1日4,000円
野鳥の森うさぎ保育園	瀬南 146 048-527-3757	月～金 8:30～17:00	年齢に関係なく1時間800円 または1日4,700円

あかね保育室	玉井 2-32 048-531-0144	月～金 8:00～16:30	年齢に関係なく 1 時間 700 円 または 1 日 3,000 円 その他応相談
ことぶきつくし保育園	籠原南 1-91 048-533-0776	月～金 8:30～16:30	3歳未満児 1 時間 700 円 または 1 日 3,000 円
さくらキッズ保育園	桜木町 2-97 048-580-7776	月～土 8:30～16:30	1歳以上児 1 時間 700 円 または 1 日 3,000 円
保育室 黒ひげ先生	久下 1236-10 048-521-1184	月～土 8:00～18:00	年齢に関係なく 1 時間 700 円 または 1 日 3,000 円
キッズキューブ	肥塚 4-1 (平田クリニック ファミリーキューブ内) 048-520-2880	月～土 9:00～17:00 ※第 2・4・5 週 土曜日のみ 9:00～12:30	年齢に関係なく 1 時間 880 円

利用に際しての詳細については、実施施設へ直接お問い合わせください。

※ ただし、この利用料金以外に実費（給食・おやつ代）を徴収する場合があります。詳細は直接各施設へお問い合わせください。

※ 園の預かり体制によって、お預かりできないこともありますので、電話にてご確認ください。

(2) 休日保育

保護者の就労等により、休日に保育が必要となる場合に利用することができます。

利用を希望する際はその週の金曜までに、施設への事前予約をお願いします。

利用に際しての詳細については、実施施設へ直接お問い合わせください。

実施保育園	所在地・電話番号	利用時間	料 金
新里第二保育園	筑波 3-202 ティアラ 21 4F 048-599-0022	日曜・祝日 8:00～17:00	年齢に関係なく 1 時間 1,000 円

お問い合わせ先 各実施保育園

(3) 病児・病後児保育、送迎病児保育

病児・病後児保育は、病気により集団保育が困難な児童又は病気の回復期にあるものの集団保育が困難である児童を対象に、保護者の就労等の理由により家庭で保育ができない場合に利用することができます。利用するには事前の登録と医師の情報提供が必要です。

送迎病児保育とは、通所している保育所等で児童が体調不良になった場合で、保護者等が就労などの理由により迎えに行くことが困難な時に、病児保育施設の看護師等が児童を迎えに行き、病児保育室で保護者がお迎えに来るまで児童をお預かりする事業です。利用するには事前の登録が必要です。

利用に際しての詳細については、実施施設へ直接お問い合わせください。



① 病児保育、送迎病児保育

- 実施施設 熊谷生協病院「病児保育室こぐまちゃんち」(上之3854)
- 利用時間 月曜日から金曜日までの8:00~18:00
- 利用料金 年齢に関係なく 1日2,000円(給食、おやつ代 +500円)
送迎病児保育の送迎代は無料
- 対象 市内に住所を有する生後6か月から10歳未満の児童で、
病気による集団保育が困難であり、保護者が就労等の理由で家庭で保育ができない場合
- 連絡先 熊谷生協病院 こぐまちゃんち 電話：048-524-3841

② 病後児保育(病気回復期のみ)

- 実施施設 籠原のこキッズ保育園(籠原南1-133)
- 利用時間 月曜日から金曜日までの8:30~17:30
- 利用料金 年齢に関係なく 1日2,000円(給食、おやつ代 +400円)
- 対象 市内に住所を有する生後6か月から10歳未満の児童で、
病気回復期にあるものの集団保育が困難であり、保護者が就労等の理由で家庭で保育ができない場合
- 連絡先 籠原のこキッズ保育園 電話：048-531-3901

※ この利用料金以外に医師の診療情報提供書の実費がかかります。

お問い合わせ先 保育課 (☎048-524-1111 内線538)

(4) ショートステイ

保護者の疾病、出産、看護、事故、災害等により一時的に家庭での養育が困難となった小学校修了前までの児童を、乳児院または児童養護施設で一定期間養育します。養育期間は、原則として1週間以内です。

利用者負担金は、児童の年齢や世帯の課税状況等に基づいて決められています。児童1人当たりでは、日額で、生活保護世帯および非課税のひとり親世帯等では0円、その他の非課税世帯では1,100円(2歳以上は1,000円)、課税世帯では5,350円(2歳以上は2,750円)です。

お問い合わせ先 こども課 (☎048-524-1111 内線255)

9 地域子育て支援拠点

子育て中の親子の交流の場の提供、育児不安等についての相談・援助、子育てサークルへの支援、育児情報の提供など、施設ごとに工夫した様々な事業を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

プレママ、プレパパの見学もできます。気軽に遊びに来てください。



お問い合わせ先 各施設(巻末の「7」子育て関連施設一覧参照)

10 ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、子育て中の保護者の日常生活を地域で支援するため、「育児の援助を受けたい人（依頼会員）」と「育児の援助に協力できる人（援助会員）」がそれぞれセンターに会員登録し、必要なときに会員同士で子育ての援助活動（有償）を行うものです。ファミリー・サポート・センターは、市が熊谷市社会福祉協議会に委託して実施しています。センターは、依頼会員からの申込みに応じて、子育てに協力できる援助会員への依頼を行います。より詳しい内容や会員登録の方法については、下記のお問い合わせ先または市のホームページにてご確認ください。

(1) 援助を受けられる主な場合

- 保育施設の開始前や終了後に子どもを預かってほしい場合
 - 保育施設までの送迎をしてほしい場合
 - 学校の放課後や学童保育の終了後に子どもを預かってほしい場合
 - その他一時的な事情で子どもを預かってほしい場合 など
- ※ 緊急のサポート、病児・病後児のお預かりはできません。

次ページの病児等緊急サポート事業をご覧ください。

(2) 会員の種類

- ① 依頼会員 熊谷市に在住・在勤で、生後6か月から小学校6年生までの子どもと同居している方
- ② 援助会員 熊谷市内に居住し、心身ともに健康で、育児に理解と熱意のある20歳以上の方（学生を除く） ※当センターが実施する講習を受けていただきます。

(3) 支援の対象となる子ども

生後6か月から小学校6年生まで

(4) 利用時間

6:00～21:00

平日に限らず、土・日曜日、祝日または年末年始にも利用できます。ただし、援助会員と事前に合意した内容によります。

(5) 利用料金

曜日	時間帯	※1時間当たりの利用料金
月曜～金曜日 (土・日曜日、祝日・年末年始を除く。)	7:00～19:00	700円
	6:00～7:00 19:00～21:00	800円
土・日曜日、祝日・年末年始	(終日)	800円

※ 時間当たりの利用料金のほかに、実費相当分がかかる場合があります。

(6) 預かり場所

原則として援助会員の自宅

(7) 利用申込方法

事前に登録（入会申込）が必要です。センターに直接来所の上、登録手続きをしてください。

(8) その他

会員はファミリー・サポート・センター補償保険（育児）に加入します。（保険料はセンター負担）

お問い合わせ先 熊谷市ファミリー・サポート・センター（☎048-521-0999）

11 病児等緊急サポート事業

病児等緊急サポート事業は、仕事と育児を両立するための環境を整備するとともに、地域における子育ての充実を図るため、「病児・病後児等の援助を希望する者（利用会員）」と「病児・病後児等の育児援助に協力できる看護師、保育士、保健師等の有資格者等（サポート会員）」が、それぞれ緊急サポートセンターに会員登録し、必要なときに会員同士で育児の援助活動を行うものです。

緊急サポートセンターは、市が「特定非営利活動法人 病児保育を作る会」に委託して実施しています。センターは、会員相互の紹介及び援助活動に必要なサポートを行います。

(1) 活動内容

- ① 子どもの風邪や発病の時の預かり
- ② 宿泊を伴う預かりや送迎
- ③ 保護者の体調不良等での緊急的、一時的な預かり

(2) 会員の種類

- ① 利用会員 熊谷市に在住で0歳から小学校6年生までの子どもを養育している方
- ② サポート会員 子育て援助活動に熱意のある健康な方(活動に必要な技術を身に付けるため、講習の受講が必要です。)

(3) 支援の対象となる子ども

0歳から小学校6年生まで

(4) 利用時間

利用会員とサポート会員間の合意があれば、年間を通して時間帯は問いません。

(5) 利用料金

時間帯	1時間当たりの利用料金
8:00~20:00	1,000円
20:00~8:00	1,200円
18:00~翌日9:00 (宿泊を伴う預かり)	10,000円(1泊)

※ 預かり終了後、直接利用会員からサポート会員へ支払います。

(6) 預かり場所

利用会員又はサポート会員宅

(7) 利用申込方法

事前に登録（入会申込）が必要です。

入会、利用申込方法、その他利用上の注意事項については、下記ホームページをご確認ください。

【緊急サポートセンター埼玉】 <https://kumagaya.blog.shinobi.jp>

(8) その他

サポート会員からのサポートに関するお問い合わせのお電話は「緊急サポートセンター」にて24時間体制で受け付けています。

会員は賠償責任保険、傷害保険に加入します。

(保険料は緊急サポートセンター埼玉にて負担)

お問い合わせ先 特定非営利活動法人 病児保育を作る会

(緊急サポートセンター埼玉内 ☎048-297-2903)

開設時間 7:00~20:00 (年末年始を除く) ※緊急時は24時間対応

12 子育てサークル等

熊谷市内では、次のような子育てサークル等が活動しています。詳しくは、各サークル等の連絡先へお問い合わせください。

各サークル等については、巻末の「**7** 子育て関連施設一覧」をご覧ください。

(1) 子育てサロン

主任児童委員が中心となって運営しています。予約不要・参加費無料です。

(2) 子育てサークル

子育てママや先輩ママが中心となって活動しています。参加に当たっては、事前の予約や参加費が必要な場合もありますので、詳しくは、各サークル等に直接お問い合わせください。

お問い合わせ先 各サークル等（巻末の「7 子育て関連施設一覧」参照）

13 市立図書館のおはなし会

熊谷市立図書館では、本の読み聞かせなどをする「おはなし会」を下記のとおり開催しています。詳しくは、各図書館へお問い合わせください。

(1) 熊谷図書館（☎048-525-4551）

催し物	開催日	時間	対象
ちいさいこのおはなし会	原則毎月第3金曜日 (8月はお休み)	11:00~	乳幼児と保護者
おはなし会	毎月第2・4土曜日	11:00~	4歳~小学生

(2) 妻沼図書館（☎048-588-6878）

催し物	開催日	時間	対象
ちいさいこのおはなし会	原則毎週木曜日	15:30~	乳幼児と保護者
おはなし会	毎月第2土曜日	11:00~	4歳~小学生

(3) 大里図書館（☎0493-36-1126）

催し物	開催日	時間	対象
おはなし会	原則毎月第3土曜日	11:00~	4歳~小学生

(4) 江南図書館（☎048-536-6303）

催し物	開催日	時間	対象
ちいさいこのおはなし会	毎月第2・4土曜日	11:00~	乳幼児と保護者



14 子育て世代包括支援センター「くまっころーむ」

専門知識を有する母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターが妊娠・出産・子育て（18歳までのお子さんが対象）に関する相談に応じるほか、各種サービスの情報も提供します。令和3年1月からオンライン相談も行っています（事前予約制）。

母子保健コーディネーター（助産師）

- 母子健康手帳の交付
- 妊娠中の相談
 - ・妊娠中の生活や食事等のこと
 - ・妊娠中の不安や出産のこと
- 出産後の相談
 - ・赤ちゃんのこと、授乳のこと
 - ・産後の体調や気持ちのこと
- 産後の生活について
- 家族について

子育て支援コーディネーター（保育士・栄養士等）

- 子育ての悩みや心配事の相談や窓口の案内
 - ・発育、発達、しつけが気になる
 - ・集団生活になじめない
 - ・生活習慣（食事、睡眠、排泄、遊び等）のこと
- 子育て支援に関する事業やサービスの紹介
 - ・どこに相談したらいいかわからない
 - ・子育てがづらくなった
- 保育所（園）、幼稚園、こども園、遊び場についての相談

お問い合わせ先 熊谷市役所6階「くまっころーむ」（☎048-523-1066）

（土曜開庁日は1階 ☎048-524-1111）

母子健康センター内「くまっころーむ母子健」（☎048-527-8600）

15 保育コンシェルジュ

保育課の窓口にて2名配置された保育に関する専門の相談員です。

保育を希望される保護者に対して、希望や就労状況等を確認しながら、丁寧に相談・情報提供を行います。きめ細やかな寄り添いにより、預け先を探すお手伝いをします。

○こんなとき、ぜひご相談ください！

- ・熊谷市の保育施設はどんなものがあるの？
- ・幼稚園の長時間預かりってなに？
- ・認可保育施設の入所申請をしたが、保留となってしまった。子どもを預けるにはどうしたらいい？
- ・就労時間が短くても預けるところはあるの？
- ・たまには子どもを預けてリフレッシュしたいけど、預けるところはある？
- ・保育施設の空き状況は？
- ・幼稚園と保育施設って何が違うの？
- ・育休明けの復帰が心配。

○相談は予約優先制です。お電話で予約をお願いします。

曜日	時間帯
月・火・木・金曜日	9:00~16:00
水曜日	9:00~15:00

お問い合わせ・予約受付先

保育課（☎048-524-1111 内線433）



©熊谷市

16 幼児教育・保育無償化

主に3歳児から5歳児の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料が無償化となります。利用する施設、世帯状況、年齢等で無償化の範囲が変わります。手続きが必要なものもございますので、詳細は保育課へお問い合わせください。

○ 対象者・利用料

施設	世帯の状況	0～2歳	満3歳※1	3～5歳
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園 2・3号 ・地域型保育施設 ・就学前の障害児の発達支援※2 	市民税 非課税世帯	保育料無償		保育料無償
	それ以外の世帯			
<ul style="list-style-type: none"> ・新制度幼稚園 ・認定こども園 1号 			保育料無償	
未移行幼稚園			保育料月 2.57 万円まで無償	保育料月 2.57 万円まで無償
幼稚園・認定こども園（1号）の預かり保育※3	市民税 非課税世帯		月 1.63 万円まで無償	月 1.13 万円まで無償
	それ以外の世帯			月 1.13 万円まで無償
<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設 ・病児保育 ・一時預かり ・ファミリー・サポート・センター事業 	非課税世帯	保育料月 4.2 万円まで無償		保育料月 3.7 万円まで無償
	それ以外の世帯			

※3
※4

※1 満3歳児とは、満3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日までの間の子どもになります。

※2 幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合も無償化の対象です。

※3 無償化となるのは保育が必要な子どもに限ります。認定を受ける必要がありますので、手続きが必要です。

※4 認可保育所に入ることができない方に対する代替的な措置として、「預かり」を利用した場合に限ります。保育所等を利用している方は対象外です。また、施設やサービスによっては対象とならない場合もあります。

【幼稚園の区分】

新制度幼稚園：江南幼稚園（公立）、東漸寺幼稚園

未移行幼稚園：摩耶幼稚園、さくら幼稚園、さかえ幼稚園、箆原若竹幼稚園、妻沼幼稚園、西妻沼幼稚園、ピノキオ幼稚園、松岩寺幼稚園

○給食費について（幼稚園・保育所・認定こども園）

すべての施設で主食費及び副食費が実費負担（保育所と認定こども園（2・3号児）は、3歳児になった年度から）となっております。ただし、年収360万円未満相当の世帯と第3子以降の子ども（※）については、副食費が免除（未移行幼稚園は補助）されます。

※認定や所得により、第3子の数え方が異なります。

お問い合わせ先 保育課（☎048-524-1111 内線 431、433、570）